

西ドイツ社会関連会計の現状と課題

—西ドイツ社会関連会計とディスクロージャー制度の試論的研究—

向山 敦夫

I. はじめに

各国の会計制度は、それぞれの社会的・経済的あるいは政治的背景の下に成立している。国際比較・外国研究をおこなう際には単に表面に現れた現象のみを追うのではなく、その背景とも関連づけて考察する必要がある。

1970年代より、各国で社会関連会計の議論がおこなわれてきている。重要であるのは、現在のところ強制的規定がないにもかかわらず、企業が自主的に社会関連情報を開示している点である。そこでの企業の意図、たとえば仕方なく目を向けているのか、従業員の協力を得るため従業員関連情報の開示を積極的に取り込もうとしているのか、あるいは環境の複雑化に直面してどうせ目を向けなければならないものであるなら積極的に開示する方向へと考えているのか、そのニュアンスは微妙であるが、現実はその方向へと拡張してきていることは事実であろう。

西ドイツにおける社会関連会計は、伝統的な従業員関連報告 (Sozialbericht) からその特色を強く残した社会関連報告へと展開してきている。西ドイツ社会関連会計の実態を検討したとき、その第一の報告対象・報告内容は従業員であることは以前の論稿で指摘したとおりである。⁽¹⁾

それでは、なぜ本来ディスクロージャーの主たる報告対象である株主から従業員への拡張がおこなわれているのであろうか。そこでは企業にとっての従業員の位置・従業員に対して情報を開示する意義を考察するだけでなく、さらにディスクロージャー制度における株主の地位をいかに捉えるべきかが問われているものと思われる。すなわち、ディスクロージャー制度全体の中で社会関連報告の位置が考察されなければならないし、加えて西ドイツ独自の社会的・経済的背景の下でのディスクロージャーの機能がまた問われなければならないのである。

本稿では、まず第Ⅱ節において、今回改正された西ドイツ商法にもとづく新会計制度の素描をおこなう。つづく第Ⅲ節では西ドイツ社会関連報告の実態を明らかにし、加えてその背景について検討する。第Ⅳ節においては、西ドイツディスクロージャー制度に大きな影響を与えていると思われる経済的背景として、銀行・証券制度との関連を試論的に検討する。⁽²⁾そして最後に、全体の検討を通して西ドイツの会計制度を論じてみたい。

II. 西ドイツ新会計制度；素描

公的主導型に属するドイツでは、商法（株式法・開示法）において会計規制がおこなわれている。EC間の会計基準統一化の動きの中で、EC第4・7・8号指令の国内法化に際し、西ドイツでは1985年12月19日に財務諸表指令法（Bilanzrichtlinien-Gesetz）が制定された。これにより1965年株式法における会計規定は新商法典「第3編 商業帳簿」に組み込まれ、それ以外の株式法規定は改正されるなどの上、存続することとなったのである。⁽³⁾

新商法典の会計規定は、第1章 すべての商人に対する規定（§238～263）、第2章 資本会社に対する補充規定（§264～335）、第3章 登録協同組合に対する補充規定（§336～337）の3章からなり、資本会社とは株式会社・有限会社・株式合資会社を指している。

紙幅の都合上、重要と思われる3つの改正点について述べることにする。

a) 年度決算書の体系

年度決算書（Jahresabschluß）の体系は、旧株式法における営業報告書（Geschäftsbericht）の構成要素である説明報告・状況報告のうち、説明報告は注記・附属明細書（Anhang）として年度決算書の体系に組み込まれ、状況報告は状況報告書として独立する。したがって、„Geschäftsbericht“ という名称は法律レベルでは消滅したことになる。また、損益計算書は1965年株式法では総原価法のみであったが、1985年新商法典では総原価法と売上原価法の選択が認められた。

b) 会社規模による開示区分

今回の改正で特筆されるべきは、すべての有限会社に対し公開義務が課せられたことであろう。1969年開示法（Publizitätsgesetz）により、一定規模以上の大規模有限会社に株式会社に等しい開示義務が課せられていたが、その基準に満たない中・小規模有限会社には開示義務は課せられていなかった。これが株式会社に比べて有限会社数が圧倒的に上回っていた原因の一つであったが、今回の改正では会社形態にかかわらず、すべての資本会社に公開義務が課せられたのである。

しかしながら、たとえば同族経営の小規模有限会社と株式分散が進んでいる大規模株式会社が同じ会計責任を負うのではなく、企業規模にしたがって軽減規定が設けられている。規模指標は開示法と同様、①貸借対照表総額 ②純売上高 ③従業員数からなり、規模指標（表1）とそれに対応する会計開示・監査規定（表2）は次表の通りである。

表1 大・中・小規模資本会社区分基準

	小規模	中規模	大規模
貸借対照表総額	390万DM以下	390万超～1,550万DM以下	1,550万DM超
純売上高	800万DM以下	800万超～3,200万DM以下	3,200万DM超
従業員数	50人以下	51～250以下	251人超

注；3つの指標のうち、2つ以上が満たされなければならない。
参照；開示法における基準は、

貸借対照表総額 1億2,500万DM以上
純売上高 2億5,000万DM以上
従業員数 5,000人以上

であり、3つの指標のうち2つ以上が満たされねばならなかった。両者を比較すれば、開示法適用企業は相当の大規模有限会社であり、今回の改正で有限会社の開示責任が大幅に拡張されたことが理解される。

表2 会社規模別会計開示・監査規定

	小規模資本会社	中規模資本会社	大規模資本会社
監査	義務なし	義務あり	義務あり
開示期限	12ヶ月	9ヶ月	9ヶ月
開示範囲	簡易貸借対照表 簡易附属明細書	(簡易)貸借対照表 損益計算書 附属明細書 状況報告書 確認の付記 監査役会報告書	貸借対照表 損益計算書 附属明細書 状況報告書 確認の付記 監査役会報告書
開示対象	商業登記所提出 連邦公報指示	商業登記所提出 連邦公報指示	連邦公報公示および 商業登記所提出

注；連邦公報指示とは、連邦公報に商業登記所名ならびに提出番号を公告することを意味する。

出所；黒田全紀編著『解説西ドイツ新会計制度 - 規制と実務 -』同文館, 1987, p.174.

c) 真実かつ公正なる概観 (true and fair view) の国内法化

周知のように、true and fair view はイギリス会計制度を支える重要な原則である。今回の EC 会計法統一に際して初めてドイツ国内法にも取り入れられた原則であるが、イギリスの強い影響力をうかがい知ることのできる点である。これには „den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild“ (§ 264) という文言が該当するが、わが国には「真実かつ公正な写像」⁽⁴⁾・「事実関係に適合した映像」⁽⁵⁾と訳されて紹介されている。該当する新商法典第264条は、前述の通り資本会社に適用され、したがってすべての商人に適用されるものではないと解される。今後、根本思想の異なるドイツにおいてイギリスの影響をいかに実際に適応していくかが注目される点である。⁽⁶⁾

d) その他の特徴

上記以外の特徴として、次の2点を指摘しておきたい。

① 貸借対照表における固定性配列法の採用。これは流動性配列法を採用しているアメリカやわが国と大きく異なる点である。⁽⁷⁾

② 基準性原則。わが国と同様、会計は税法と密接な関係にあり、商事貸借対照表は税務貸借対照表に対して基準性を保持している。しかしながら、事実上、税法上の特典は商事貸借対照表に表示されたときに限り有効となり、わが国にいう確定決算主義と同義である。(逆基準性原則)

III. 西ドイツ社会関連報告の実態

企業が社会関連情報を開示する方法として、以下の3方法が考えられる。

- (1) 挿入型・・・年次報告書のなかに伝統的に状況報告の一部に位置づけられる „Sozialbericht“ として、とくに従業員関連情報が挿入されてきた。
- (2) 独立型・・・年次報告書とは別に独立形式の報告書を作成する。年次報告書と同型のものが多く、新聞形式のものもみられる。内容的には従業員関係が中心である。
- (3) 統合型・・・年次報告書と社会関連報告書との結合を試みる。

そのうち、ここでは統合型の企業について検討してみることとする。統合型の報告書を作成している企業と報告書のタイトルは、入手できた限りでは以下の4社・報告書がある。⁽⁸⁾

Rank Xerox GmbH. ... Geschäftsbericht 1985/86 mit Sozialbilanz

Deutsche Shell AG. . . . BILANZ '85 Geschäftsbericht / Sozialbilanz

Bertelsmann AG. . . . Geschäftsbericht und Sozialbilanz 1985/86

Kölner Bank von 1867 eG (Volksbank) . . . Geschäftsbericht '86

- Sozialbilanz -

統合型の4社のうち、Rank Xerox GmbH. ならびに Deutsche Shell AG.とも外国に本社があり、100%所有のドイツ国内子会社である。また Bertelsmann AG.はドイツ最大の出版会社であり、監査役会会長でもある Reinhard Mohn 一族が 89.3% (残る10.7%は監査役 Dr.Gerd Bucerus が所有)の株式を所有している。Kölner Bank は協同組合の形式をとる地方金融機関であり、組合員持分 (Geschäftsanteil; 1口200 DM)は1986年現在、組合員数27,409人、持分数125,195、合計 25,039,000DM に達している。Kölner Bankを除き、3社ともとくに株主を意識する必要のない企業である。また Kölner Bankも企業として組合員・従業員・地域の一体感・帰属感を重視しており、年次報告書を情報メディアとして有効に、とくに従業員を意識して作成する意図を持ちうる企業であると考えられる。さらに Bertelsmann AG.は独自の利益分配制度を持ち、従業員持株制度も制度化されており、所有者と従業員との経営共同体を形成しているといえる。

それでは、ドイツにおいて伝統的におこなわれている従業員関連報告の背景はどこに求められるであろうか。ディスクロージャー制度を単に会計規制の枠内で考察するには限界がある。ここではそのうち、共同決定の法律による制度化を取りあげよう。共同決定は従業員をなんらかの形で経営に参加させるための手段であり、大きく企業レベルと経営体レベルに分類される。企業レベルの共同決定には、1976年「共同決定法 (Mitbestimmungsgesetz)」が重要である。これは従業員2,000人以上の株式会社・有限会社・株式合資会社に適用されるもので、企業規模 (従業員数)にしたがって監査役会に占める資本側・労働側代表監査役の人数が決められている。また取締役の中に労務担当取締役を設置せねばならない。監査役会の役割はわが国とは根本的に異なっており、従業員の意見が経営の中に反映される可能性を高めている。一方、経営体レベルの共同決定は1972年「新経営組織法 (Betriebsverfassungsgesetz)」により、従業員5人以上の事業所には経営協議会 (Betriebsrat) が設置されねばならず、経営側と経営協議会との間に人事事項・社会事項・教育訓練・経済事項に関して発議権・情報権・共同決定権が詳細に規定されており、また経営協議会はその監視をおこなうものとされている。

以上のように、企業が伝統的に従業員関連報告をおこなってきた背景には企業と従業員との法律による結びつき、その他諸条件が存在し、それを基礎にして企業のさまざまな意図・判断から慣習化してきたものと考えられる。⁽⁹⁾

IV. 西ドイツディスクロージャー制度と経済的背景

(1) 企業形態・資金調達構造の特徴

(a) 西ドイツにおいて株式会社は約2,000社程度であり、それに対して有限会社が圧倒的に多い。しかしながら、資本総額では株式会社のウエイトが高く、1987年現在、株式会社数2,262・資本総額119,645 Mill.DM (1社平均52.89 Mill.DM) であるのに対し、有限会社数360,480・資本総額157,302 Mill.DM (1社平均0.44 Mill.DM) であり、株式会社は大規模企業であるといえるであろう。注目すべきは株式会社のうち上場企業が少ない点で、500社足らず(1987年現在、474社)である。また、そのうちでも広範に株式所有されている企業(公開企業・Publikumsgesellschaft)は1987年現在99社であり、株式の分散・所有と経営の分離が進んでいないといえる。同族会社が多いのも特徴である。

(b) 資金調達は銀行借入れ中心である。ドイツは後進資本主義国であり、先進国イギリスに追いつくため、急激な産業化が推し進められた。資本主義化に際しては銀行が非常に大きな役割を果たし、金融資本主義という概念を最初に展開したのはドイツの経済学者であったのも偶然ではない⁽¹⁰⁾といわれるゆえんである。

(c) 株式の所有構造は証券市場関係の資料の公表が不十分であるため明確ではないが、個人株主の割合はわが国と同様低い。一方で企業のグループ所有が進んでおり、銀行の株式所有と加えて、最大の機関投資家である。

(d) 株式が無記名式であるため、企業は株主を特定することができない。株式会社として成立する以上、株主に対する報告は避けては通れない義務であるが、直接株主に年次報告書を郵送することは不可能である。ディスクロージャー制度において株主の存在をどうとらえるべきかの問題とも大きくかかわってくるものと思われる。そこに銀行の寄託株式の問題が発生するのであり、つぎに銀行の役割が検討されねばならない。

(2) ドイツ銀行業の特徴

ドイツ銀行業⁽¹¹⁾は、銀行業務と証券業務を兼営するユニバーサル・バンク制度(Universalbankensystem)を採用している。今日までユニバーサル・バンク制

度をめぐって何度か調査委員会が設置され、活発な議論がおこなわれてきてはいるが、今日までこのシステムが継続されているという事実は、ユニバーサル・バンク制度がさまざまな問題点をかかえながらも歴史的にドイツにとって重要な役割を果たしてきたことを物語っており、銀行と産業との利害が一致していること、またシステム変更のために必要な諸々のコストを補う程度にはその欠点は認識されていないといえることができるであろう。

ドイツ銀行業の特徴を検討するにあたって、以下では1979年に公刊された「金融経済の基本問題に関する調査委員会」報告（略称「銀行構造委員会」、委員長の名前からゲスラー委員会と呼ばれる）にそって見ていくこととする。⁽¹²⁾

(a) 株式所有

銀行が企業の株式を所有することは、わが国の場合、独占禁止法により5%以内に制限されているが、ドイツには実質的に制限がない。

(b) 寄託株議決権代理行使

前述のように、ドイツでは株式が一般に無記名式であるため株主を特定できず、個人株主は株主としての利益を得るため、通常、銀行に株式を寄託している。株主に対する報告という点に注目すれば、個人株主は自ら年次報告書の送付を希望するほかはなく、その場合、詳細な年次報告書が入手できる。通常株式会社は銀行を通して個人株主に株主総会の議案・資料等を郵送するのであり、個人株主は事後的に縮刷版を入手することになる。したがって、ディスクロージャー制度において銀行は、株主と企業との仲介の立場にあるといえる。

銀行が産業に対する影響として問題となっているのは、株主総会での銀行による議決権の代理行使である。個人株主は、通常銀行に株式を寄託し管理を任せ、銀行は株主からの委任を受けて株主総会でその権利を代理行使するのである。

(c) 信用供与と信用解約

西ドイツにおいては証券市場が相対的に未成熟であり、資金調達面では銀行信用が中心とならざるをえない。また逆に、歴史的にみて、銀行と産業の関係が非常に密接であったため株式による資金調達は注目されず、また主として家族経営からの展開を背景に持つため、株式発行による所有権の分散は好まれず、依然として証券市場が未成熟のままであり続けたともいえる。

(d) 証券発行業務

銀行と産業との関係は、短期信用中心から取引の恒久化、すなわち交互計算勘

定取引 (Kontokorrentgeschäft; 当座貸越信用を意味する) による長期信用への展開ということができる。長期信用は銀行にとって大きなリスクであるが、銀行は長期固定貸付を流動化するための手段として対象企業の株式・社債を引き受け、それを大衆にはめ込むことにより資金の回収を図り、かつ巨額な創業者利得を稼得することができたといわれている。

(e) 監査役の派遣

銀行と産業との関係は、上述の物的関係を前提として銀行から企業への監査役の派遣という人的結合関係へと結びついていく。監査役の派遣により内部情報が銀行に流れやすく、ますます銀行と産業との関係が密接になるといわれている。

ゲスラー委員会報告では、これらの諸要因をひとつひとつ取り上げながら必ずしも個々の要因には断定できず、それ以外の経済的要因の可能性も考えられるとやや歯切れが悪い。しかしながら、それらを総合した影響力 (影響可能性の累積) を指摘しており、銀行は産業に対して影響力を有していると批判している。

V. おわりに

以上、西ドイツの会計制度を素描し、社会関連報告の実態を追い、会計とかかわりの深い銀行・証券制度について検討してきた。最後にこれらを総合的に、ディスクロージャー制度全体の中での社会関連会計の位置・役割を検討してみたい。

ドイツにおける社会関連会計は1970年代にはいり、それ以降の指針となる「報告」(1975年)・「提言」(1977年)が公表され実務として定着してきたのであるが、実際には、企業はさらにさかのぼって慣習的に、主として従業員に関係した情報ではあるが、社会関連的な情報を開示してきている。近年の特徴は公害問題への関心から環境保護などへの拡張と理解されるが、依然としてその中心事項が従業員であることは間違いない。

一方、ディスクロージャー制度における株主の位置であるが、資金調達が間接金融中心であり、証券市場が相対的に未成熟であると指摘されており、証券市場との関係がとくに深いアメリカと同じ枠組で会計制度を検討しても意味がないものと思われる。ディスクロージャー制度において株主を強く意識する必要が制度的にも(株式法・商法上)、経済的にも(証券制度の未成熟)強くないといえるであろう。最近わが国でも問題になっているインサイダー取引に対してはとくに法的な規制を設けずに、申し合わせ・自主規制で対処しようという態度は、ドイ

ツにおける証券市場の性格の一端を表しているといえよう。

本来、会計規制は株式会社設立に際しての特許主義から準則主義への移行に伴う企業に対するある種の規制を意味していると考えられ、ディスクロージャーには公的・社会的統制の役割を期待されてきた。債権者保護・投資家保護は各時代の社会的弱者を保護するための思想であり、とくに前者はドイツ商法に伝統的に流れているが、資金調達の関係上、株主に対する直接的な報告は不可能であり（意図的に不可能としてきたのかもしれないが）、結果として公的・社会的統制の役割が強く意識されてきたものと思われる。近年のディスクロージャーの拡張は、証券流通・発行目的、会計情動的側面の挿入と考えられる。それに対して、従業員は経営参加・共同決定あるいは家族主義的経営をもとにして、慣習的にディスクロージャー制度の一部に組み込まれている。すなわち、従業員関連報告は社会関連会計の一部としての位置づけのみならず、ディスクロージャー制度のひとつとして位置づけることが適当ではないかと考えられるのである。

<脚注>

- (1) 拙稿「西ドイツにおける社会関連会計の形成と展開 - 『従業員関連報告』としての特徴と本質 - 」『経営研究』第35巻第4号1984年、参照。
- (2) 各国のディスクロージャー制度の発展に最も大きな影響を与えているのは資金調達（直接金融か間接金融か）との関わりであろうと思われる。例えば、アメリカの場合は証券市場の発展が会計制度の背景として大きく存在している。ドイツの場合、商法規制の論理と金融構造とのかかわりがさらに検討されねばならないであろう。
- (3) Adler/Düring/Schmalz, Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, 1987. わが国への紹介文献としては、森川八洲男「西ドイツ新商法会計制度をめぐって - 1985年『会計法』を中心として - (1) ~ (12) 」『会計』131-4, 1987年~133-6, 1988年、黒田全紀編著『解説西ドイツ新会計制度 - 規制と実務 - 』同文館, 1987年があげられる。
- (4) 黒田全紀編著『前掲書』, 1987年。
- (5) 森川八洲男「前掲論文(3)」『会計』131-6, 1987年, p.122.
- (6) 「真実かつ公正なる概観」の原則は強制離脱基準によって支えられている。強制離脱基準とは、「真実かつ公正なる概観」を示す妨げになる場合には会計基準から離脱し、その影響を明らかにせねばならないことを意味している。ドイ

ツ伝統的商法概念からすれば強制離脱基準はその伝統と矛盾するものであり、フランコ・ジャーマン系商法の成文法主義とアングロ・サクソン系商法のCOMMON・ロー主義の相克といわれている。

(7)流動性配列法は企業の流動性の良否を貸借対照表によって判断した銀行信用目的の影響であるといわれており、また固定性配列法は企業の長期資本の運用状況の判断に役立つといわれている。後述するように、ドイツでは間接金融中心であり、銀行信用目的に照らせば流動性配列法がより有用であると思われる。さらに、アメリカが信用分析を端緒として経営分析を実務的に発展させてきたのとは異なり、銀行と企業の人的結合の強いドイツにおける経営分析は、その初期とされるSchmalz, K.の著作もアメリカにおける初期の経営分析業績をドイツに紹介したものである。これらの点に関しては、ドイツにおける銀行と企業との関係を歴史的により深く掘り下げて考察する必要がある。

(8)統合型ではないが、年次報告書とは別に „Sozialbilanz“ と名付けている報告書を作成している企業には以下の2社がある。

Saarbergwerke AG...Sozialbilanz '85

RUD-Kettenfabrik Rieger & Dietz U.Co...Sozialbilanz

(9)開示情報の中に従業員関係が通常含まれている背景には、それ以外に、従業員持株制度の普及・障害者雇用の義務づけ（わが国では、1.5%から1.6%に引き上げられたが、西ドイツでは6%である）・社会システムに企業の職業教育訓練制度が組み込まれていることなどが指摘されよう。

(10)D.S.ランデス著（石坂昭雄・富岡庄一訳）『西ヨーロッパ工業史 I 産業革命とその後 1750-1968』みすず書房、1980年、p.227.

(11)ドイツ銀行（Deutsche Bank）・ドレスナー銀行（Dresdner Bank）・コメルツ銀行（Commerzbank）が3大銀行と呼ばれ、銀行の中でもとくに重要な位置を占めている。なかでもドイツ銀行は資金量・産業に対する支配力（たとえば監査役派遣の数）・業務の範囲の点で支配的な地位にある。

(12)日本証券経済研究所『西ドイツの金融・証券制度「銀行構造委員会報告」を中心に』日本証券経済研究所、1984年。この委員会は銀行監督庁である大蔵省の諮問委員会として組織され、報告書は銀行の産業に対する影響力に関して、直接にはユニバーサル・バンク制度の良否をめぐっての調査結果である。